

推薦に基づく選抜方法（応募資格）

次の（１）から（３）までの全てを満たし、東京都立産業技術高等専門学校（以下「本校」という。）を第１志望とする者。

（１）令和６年１２月３１日現在、都内（ただし、（３）オについては、都外でも可とする。）に所在する学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する中学校、これに準ずる学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）に在籍し、令和７年３月に都内の中学校を卒業又は修了（以下「卒業」という。）する見込みの者

（２）以下による者

ア 一般推薦

一般推薦に志望する意思があり、在学している中学校の校長（以下「中学校長」という。）の推薦を受けた者

イ 特別推薦

特別推薦に志望する意思があり、在学している中学校長の推薦を受けた者

（３）保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下、同じ。）と同居している者で、令和６年１２月３１日現在、都内に住所を有し、それ以降も都内に住所を有し、かつ、入学後も引き続き都内から通学することが確実な者、又は、令和６年１２月３１日現在、都内に住所を有し、それ以降も都内に住所を有し、かつ、入学後も引き続き都内から通学することが確実で次のアからエまでのいずれかに該当する者、あるいは、オに該当する者

なお、次のアからエまでに該当するものは、具申書（高専様式８）の提出が必要。

ア 父母のどちらか一方又は父と母が行方不明で、父母のどちらか一方又はおじ、おば、祖父母、兄弟等（以下「おじ等」という。）と同居している者

イ 父母のどちらか一方又は父と母が療養・転勤のため、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者

ウ 父と母が離婚したため又は離婚するため別居している場合で、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者

エ その他、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者

オ 都外に所在する都立特別支援学校中学部を卒業する見込みの者又は都外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童で、中学校を卒業する見込みであり、令和６年１２月３１日に都内に住所を有していなくても、入学日までに保護者と同居し、都内へ転居することが確実な者

なお、東日本大震災（平成２３年３月１１日発生）、平成２８年熊本地震（平成２８年４月１４日発生）、平成２９年九州北部豪雨（平成２９年７月５日以降発生した一連の豪雨）、平成３０年７月豪雨、平成３０年北海道胆振東部地震（平成３０年９月６日発生）、令和元年８月の前線に伴う大雨（令和元年８月２８日時点）、令和元年台風第１５号（令和元年９月８日時点）、

令和元年台風第15号の影響による停電（令和元年9月9日時点）、令和元年台風第19号（令和元年10月12日時点）、令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震（令和6年1月1日発生）において、当該災害等の発生日現在、当該災害等における災害救助法適用地域の各市町村に居住しており、被災したことにより、引き続き当該地域に在住することが困難になった者が既に都内に避難し都内中学校に在学する者については、事情により都内に住民票を異動することができない場合であっても応募することができる。その際、志願者が保護者と同居していない場合は、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者とし、具申書（高専様式8）を提出すること。

また、都内の島しょの中学校を卒業する見込みの者で、入学日までに島しょ以外の都内に保護者の1人以上とともに転居すること又は都内在住の身元引受人と同居することが確実な者は、島しょからの転居に関する申立書（高専様式9）の提出が必要となる。